

新たな化学物質規制が導入されます

(2022.9)

規 制 項 目		施行 期 日	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加 ※GHS分類で危険有害性のある全ての物質を対象を拡大するため、右記以降も毎年度順次追加見込み（公布から施行まで数年を想定）				●
	ばく露を最小限度にすること （ばく露を濃度基準値以下にすること）			●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存			●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）			●	●
	衛生委員会付議事項の追加			●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化			●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存			●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示				●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等				●
実施体制の確立	がん原性物質の作業記録の保存			●	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				●
	雇入れ時等教育の拡充				●
情報伝達の強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大			●	
	SDS等による通知方法の柔軟化	●			
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新			●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化				●
	事業場内別容器保管時の措置の強化			●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大			●	
				●	
				●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●		
第三管理区分事業場の措置強化				●	



改正の詳細は、決まった事項から、順次、厚生労働省HPにアップされています。

『化学物質による労働災害防止のための新たな規制について』（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



事業者のための化学物質管理無料相談窓口（厚生労働省委託事業）

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145 ※メールでの問合せも可

受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日～2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

詳しくは受託業者（テクノヒル株式会社）のウェブサイトをご覧ください。<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

